

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

平成 2 3 年	3 月 3 0 日	国総計第	9 7 号
		国鉄財第	3 6 8 号
		国鉄業第	1 0 2 号
		国自旅第	2 4 0 号
		国海内第	1 4 9 号
		国空環第	1 0 3 号
平成 2 3 年	5 月 2 7 日	国総計第	1 4 号
		国空事第	1 1 8 号
平成 2 3 年	7 月 2 2 日	国総支第	4 号
		国自旅第	1 1 号
平成 2 3 年	9 月 3 0 日	国総支第	2 0 号
		国自旅第	5 0 号
平成 2 4 年	3 月 3 0 日	国総支第	6 0 号
		国自旅第	2 0 1 号
		国空環第	9 1 号
平成 2 4 年	4 月 1 6 日	国総支第	7 号
		国自旅第	3 6 号
平成 2 4 年	1 1 月 1 9 日	国総支第	4 3 号
		国自旅第	3 2 5 号
平成 2 5 年	5 月 8 日	国総支第	8 号
		国鉄事第	2 8 号
		国自旅第	2 1 号
		国海内第	1 0 号
平成 2 5 年	7 月 1 9 日	国総支第	3 5 号
		国自旅第	7 0 号
平成 2 6 年	3 月 2 8 日	国総支第	8 7 号
		国鉄都第	1 3 1 号
		国鉄事第	3 9 7 号
		国自旅第	6 1 9 号
		国海内第	9 3 号
平成 2 6 年	5 月 2 1 日	国空環第	9 4 号
		国総支第	1 2 号
平成 2 7 年	4 月 9 日	国総支第	6 5 号
		国鉄都第	1 3 1 号
		国鉄事第	3 3 0 号
		国自旅第	3 8 0 号
		国海内第	1 1 8 号
平成 2 7 年	4 月 9 日	国空環第	9 1 号
		国空環第	9 1 号

平成28年	3月31日	国総支第 60号 国鉄都第127号 国鉄事第470号 国自旅第407号 国海内第136号 国空事第7253号 国空環第 76号
平成28年	11月28日	国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号
平成29年	6月 9日	国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号
平成29年	8月 2日	国総支第 31号 国自旅第103号
平成30年	4月19日	国総支第 68号 国鉄都第195号 国自旅第308号 国海内第195号 国空事第1111号
平成30年	10月25日	国総支第 33号 国総安政第65号
平成31年	2月25日	国総支第 46号 国鉄都第128号 国鉄事第324号 国自旅第249号
平成31年	4月24日	国総支第 1号 国自旅第 2号
令和 2年	2月 5日	国総地第 57号 国総交第 97号 国鉄都第111号 国鉄事第361号 国自旅第253号
令和 2年	4月 2日	国総地第 80号

			国鉄都第 2 6 5 号
			国自旅第 3 3 4 号
令和	2 年	6 月 2 2 日	国総地第 3 3 号
			国総安政第 2 2 号
令和	2 年	7 月 1 日	国総地第 3 4 号
			国総㐂第 1 6 号
			国鉄事第 8 7 号
			国自旅第 7 8 号
			国海内第 2 9 号
			国空事第 4 1 4 号
令和	3 年	2 月 1 6 日	国総地第 9 6 号
			国鉄事第 6 3 3 号
			国自旅第 4 0 6 号
			国海内第 2 0 8 号
			国空事第 1 6 2 7 号
令和	3 年	4 月 5 日	国総地第 1 2 1 号
			国自旅第 5 0 4 号
			国海内第 2 3 4 号
令和	4 年	2 月 1 5 日	国総地第 6 1 号
			国鉄総第 3 8 5 号
			国鉄都第 1 5 5 号
			国自旅第 4 6 2 号
			国自技環第 1 5 8 号
			国海内第 2 7 2 号
令和	4 年	2 月 1 8 日	国総地第 6 3 号
			国鉄事第 6 3 2 号
			国自旅第 4 6 8 号
			国海内第 2 7 5 号
			国空事第 1 3 1 7 号
令和	4 年	3 月 2 9 日	国総地第 7 5 号
			国自旅第 5 1 6 号
令和	4 年	5 月 2 3 日	国総地第 1 9 号
			国自旅第 5 3 号
令和	4 年	6 月 6 日	国総地第 2 3 号
			国総バ第 5 8 号
			国自旅第 6 7 号
			国自技環第 2 6 号
令和	5 年	3 月 3 日	国総地第 9 1 号
			国自旅第 4 7 6 号
令和	5 年	3 月 9 日	国総地第 9 5 号

			国自旅第490号
令和	5年	3月24日	国総地第107号
			国鉄総第492号
			国鉄都第218号
			国鉄事第827号
			国自旅第530号
			国自技環第208号
			国海内第241号
			国空事第1249号
令和	5年	3月28日	国総地第120号
令和	5年	6月30日	国総地第43号
			国鉄事第223号
			国自旅第79号
			国自技環第55号
令和	5年	8月1日	国総地第57号
			国自旅第97号
令和	5年	9月6日	国総地第74号
令和	6年	2月21日	国総地第118号
令和	6年	3月12日	国総地第121号
			国自旅第339号
令和	6年	3月18日	国総地第131号
			国自旅第349号
令和	6年	3月18日	国総地第133号
令和	6年	3月21日	国総地第138号
			国自旅第356号
令和	6年	3月21日	国総地第141号
			国鉄事第803号
			国自旅第362号
			国自技環第207号
			国海内第178号
			国空事第1134号
令和	6年	4月18日	国総地第5号
			国鉄事第65号
			国自旅第13号
			国自技環第5号
			国海内第11号
			国空事第26号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について

は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和２７年法律第２２６号）及び同法施行規則（昭和２７年運輸省令第７１号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

第１編 共通事項（第１条―第３条）

第２編 地域公共交通確保維持事業

第１章 陸上交通（第４条―第２５条の１６）

第１節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

第２節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

第２節の２ エリア一括協定運行事業

第３節 車両減価償却費等国庫補助金

第４節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

第５節 貨客混載導入経費国庫補助金

第２章 離島航路（第２６条―第５８条）

第１節 総則

第２節 離島航路運営費等補助金

第３節 離島航路構造改革補助金

第３章 離島航空路（第５９条―第７３条）

第３編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第１章 バリアフリー化設備等整備事業（第７４条―第９１条）

第２章 利用環境改善促進等事業（第９２条―第９７条）

第３章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第９８条―第１０５条）

第４編 地域公共交通調査等事業

第１章 地域公共交通調査事業（第１０６条―第１２３条）

第１節 地域公共交通計画策定事業

第２章 地域公共交通利便増進事業（第１２７条―第１３２条）

第１節 利便増進計画策定事業

第２節 利便増進計画推進事業

第３章 地域旅客運送サービス継続推進事業（第１３２条の２―第１３２条の７）

第１節 運送継続計画策定事業

第２節 運送継続計画推進事業

第４章 地域公共交通バリアフリー化調査事業

第１節 移動等円滑化促進方針策定事業（第１３３条―第１３５条）

第２節 移動等円滑化基本構想策定事業（第１３６条―第１３８条）

第５章 地域公共交通再構築調査事業（第１３９条―第１４３条）

第６章 共同経営計画策定事業（第１４４条―第１４６条）

第７章 エリア一括協定運行調査事業（第１４７条―第１５０条）

第1編 共通事項

(目的)

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。）

ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業

八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

ロ 利便増進計画（活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業

九 「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「運送継続計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

ロ 運送継続計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26-2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業

十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業

ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業

十一 「地域公共交通再構築調査事業」とは、鉄道路線の全部又は一部の区間における、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を図るために実施される事業をいう。

十二 「共同経営計画策定事業」とは、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）に基づく共同経営計画を策定するために必要な調査を行う事業をいう。

2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。

3 協議会、都道府県又は市区町村は、第1項第一号の生活交通確保維持改善計画（当

該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む。)を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第5条の外客来訪促進計画が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

(協議会)

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。)又は地方航空局
 - 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会(以下「活性化法法定協議会」という。)にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。
- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。)を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第一号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)を経営する者(以下「乗合バス事業者」という。)であって、活性化法法定協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた地域公共交通計画に運送予定者として記

載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会とする。

- 2 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

（補助対象期間）

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

（補助対象事業の基準）

第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する運行系統に係る運行であつて、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。

- 2 前項の規定は、利便増進計画又は運送継続計画に地域間幹線系統と位置付けられた運行系統については、当該利便増進計画又は当該運送継続計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表3」と、「別表2」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

（地域公共交通計画）

第7条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス（活性化法第1条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。）の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書（前条第 2 項の場合においては、別表 3 の補助対象事業の基準ホただし書）に基づき、活性化法法定協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた運行系統にあつては、当該運行系統の概要
 - 六 別表 1 の補助対象事業の基準ニ（前条第 2 項の場合においては、別表 3 の補助対象事業の基準ニ）に基づき、活性化法法定協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された運行系統にあつては、当該市町村の一覧
 - 七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標（収支改善率 1 % 以上を原則）、実施時期及びその他特記事項）
- 3 第 6 条第 2 項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「利便増進特例」又は「運送継続特例」という。）を受けようとする場合においては、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項及び第 2 項に掲げる事項のうち利便増進計画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。
- 4 活性化法法定協議会は、第 2 項第二号の運行系統に係る運送予定者の選定に当たっては、これに拠りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。
- 5 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第 2 項第七号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況（当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況）となった運行系統にあつては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画（2 ヶ年計画）」を策定し、地域公共交通計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。
- 6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となった運行系統にあつては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。

（地域公共交通計画の認定の申請）

第 8 条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確

保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

- 2 前項の認定の申請は、様式第1-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。
- 3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
 - 三 利便増進特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行系統の再編の概要
 - 四 運送継続特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた運送継続計画の写し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行系統の概要
- 4 活性化法法定協議会は、地域公共交通計画の計画期間が補助対象期間に満たない場合における前条第1項ただし書の合理的な理由がある場合には、地域公共交通計画に、合理的な理由を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

（地域公共交通計画の変更）

- 第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 前項の認定の申請は、様式第1-2による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。
 - 3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

（地域公共交通計画の認定）

- 第10条 大臣は、活性化法法定協議会から第8条第2項の規定に基づく地域公共交通計画認定申請書又は前条第2項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあ

っては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあつては予定変更日前。次項において同じ。)に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。

- 2 活性化法法定協議会は、前項の通知があつたときは、当該通知に係る地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。
- 3 前項の運送予定者は、活性化法法定協議会から同項の通知があつたときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

(補助金交付申請)

- 第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の提出をするときは、前条第3項の規定により運行を行った運送予定者（以下「運送実施者」という。）に関して、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 様式第1-5による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
 - 三 様式第1-5-2による補助対象期間に係る地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績

(交付の決定及び額の確定等)

- 第12条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第1-9による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、運送実施者が、認定を受けた地域公共交通計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、当該計画に記載された金額から全部又は一部を減額して補助対象事業者に対する補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日（9月30日）までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこれらの限りではない。

(補助金の請求)

- 第13条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-21による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

- 第14条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければなら

い。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

（補助対象事業者等）

第15条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会とする。

- 2 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

（補助対象事業の基準）

第16条 本節における補助対象事業は、別表7に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、かつ、別表8に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。

- 2 前項の規定は、利便増進計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表7」とあるのは「別表9」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、運送継続計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表7」とあるのは「別表10」と読み替えるものとする。

（地域公共交通計画）

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条において準用する第8条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 3 第16条第2項又は第3項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項に掲げる事項のうち利便増進計画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。

(準用規定)

第18条 第5条、第7条第4項、第8条（同条第3項第一号及び第二号を除く。）から第10条まで、第11条第1項、第12条第1項、第13条及び第14条までの規定は、本節において準用する。この場合において、第10条第1項中「第6条」とあるのは「第16条」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第18条の2 補助対象事業者は、第18条において準用する第11条第1項の規定による交付申請については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

第2節の2 エリア一括協定運行事業

(補助対象事業者等)

第18条の3 本節におけるエリア一括協定運行事業（地方公共団体が乗合バス事業者その他の交通事業者との間において、交通サービス購入費、実施区域、実施期間、運行系統、運行回数、費用負担その他の実施方法に関する協定を締結し、当該協定に基づいて運行系統を運行する事業であって、利便増進計画に当該協定に定められた実施方法に関する事項が記載されたものをいう。以下同じ。）の補助対象事業者は、活性化法定協議会とする。

2 大臣は、第18条の5の補助対象事業に係る補助金交付額を、補助対象事業者に対し交付するものとする。

(補助対象期間)

第18条の4 本節における補助対象事業の補助対象期間は、利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を1年間の末日とする3年から5年までの年単位の期間とする。